

平成30年度第12回米子市農業委員会総会議事録

招集年月日	平成31年3月7日(木)
招集場所	米子市役所 401会議室
開 会	午後0時45分(2時から2時40分まで中断)
出席農業委員	1番 足立寛隆委員 2番 泉新一委員 3番 井田時夫委員 4番 伊塚定弘委員 5番 遠藤泰三委員 6番 大太勇三委員 9番 公本英夫委員 10番 小西淳一委員 11番 角力委員 12番 高西史郎委員(会長) 13番 高橋敦美委員 16番 中本公平委員(会長職務代理) 17番 森中喜輝委員 19番 吉澤一誠委員
欠席農業委員	7番 大縄敬次委員 8番 木村美紀委員 14番 田中豊委員 18番 矢倉篤實委員
出席推進委員	影嶋六郎委員 田邊雄一委員 佐々木知俊委員 山中春夫委員 三島道政委員 岩佐清志委員 田口正廣委員 友森一夫委員 西村茂春委員 松本裕三委員 本池実委員 米澤美憲委員 尾坂宣雄委員 植田直道委員 池口稔委員 田中英省委員 高西早苗委員
事務局	宅和事務局長 日浦係長 河野主幹 山本主幹 高田主幹 長谷川主任
傍聴人	なし
日 程	1 農地法各条申請地現地調査 2 会長あいさつ 3 議事録署名委員の指名 4 議事 (1) 農地法各条申請審議等 ア 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について イ 第2号 農地転用事業計画変更申請に対する意見具申について ウ 第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について エ 第4号 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)に基づく農地利用計画の一部変更

に係る意見照会に対する回答について

ウ 第5号 米子市農用地利用集積計画の決定について

エ 第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について

5 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (4) 非農地現況証明について
- (5) 農地転用現況確認書の交付について
- (6) 県農業会議会議員の事務報告
- (7) その他

議事開始 午後2時40分

議長（高西会長）

それでは、第12回農業委員会総会を開きます。

それでは、議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますよろしいでしょうか。

議長（高西会長）

それでは、議席番号13番の高橋委員と議席番号16番の中本委員にお願いしたいと思います。
本日の欠席は、大縄委員、矢倉委員、田中委員、木村委員です。

議長（高西会長）

局長から、議案の追加について説明があります。

事務局（宅和局長）

本日、机の上に配布しております、追加議案について説明いたします。議案第2号「農地転用事業計画変更申請」に、番号2及び番号3の2件を計画変更議案として追加して、ご審議いただきますようお願いするものです。議案作成時点において、この案件は、県から道路位置の変更及び建築の向きの変更について、本総会で経過報告をしたうえ、県に報告するよう指示を受け、本総会に向けて経過報告書について事務局と事業者で協議していた中、事務所も建築したいという事業者の意向がわかったため、県、事務局、地元委員と協議し、経過報告ではなく、計画変更議案として本総会で審議した方がよいとの結論から、本総会に議案として、追加提案しようとするものです。以上、議案の追加についての説明を終わります。

議長（高西会長）

局長が説明しました議案の追加につきまして、ご意見ご質問はございませんか。
無いようですので、委員さんの同意を求めます。

（異議なしの声多数）

それでは、追加議案につきましては、審議の対象といたします。

議長（高西会長）

それでは、審議に入ります。3ページ、議案第1号をお願いします。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について、農地法第3条第1項の規定により許可したいので議決を求めます。

それでは、4ページ番号60の東福原2丁目について審議します。事務局から説明してください。

事務局（高田主幹）

失礼します。番号60の東福原2丁目について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は、譲渡人が所有しています農地について、高齢等により耕作困難となったため、申請地の近隣で耕作している方に相談したところ、譲受人が承諾され、売買を行おうとするものです。取得後の経営面積は76aとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願いたします。

議長（高西会長）

続きまして、担当委員さんから説明をお願いします。

大太農業委員

60番の議案について説明いたします。現地調査日は2月26日に大田推進委員と行いました。申請地は東福原2丁目の〇〇付近、〇〇沿いの田4筆の計2,256㎡の農地です。受人は、申請地の近隣で田3反、畑も1反ほどを耕作されている方です。また、これにより田が一体的にまとまって効率的な耕作が可能となります。渡人は、高齢になりまして、耕作が困難となってきまして、この度、申請地周辺の田について、近隣に相談したところ、譲受人が了承されたため、売買を行うこととなりました。許可については問題ないと考えます。以上です。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

無いようですので採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定します。

続いて、番号61の淀江町中間について審議します。事務局から説明してください。

事務局（高田主幹）

失礼します。番号61の淀江町中間について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は、市外に在住の譲渡人が所有している農地につきまして、以前は違う方に貸していましたが、借りていた方が今後、耕作をしないとのことで、本人は耕作困難のため、申請地の近所の方に相談したところ、近くで耕作している譲渡人が承諾され、売買を行おうとするものです。取得後の経営面積は184aとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします。

議長（高西会長）

続きまして、担当委員さんから報告をお願いします。

高西推進委員

61番の議案について説明します。2月23日に現地調査をいたしました。申請地は淀江町の〇〇と〇〇が重なる地点付近で農振農用地区域の田1筆の2,989㎡の農地です。渡人は議案のとおり、〇〇に住んでいまして、以前は違う方に利用権設定等で貸していましたが、耕作者が今後、高齢等で耕作出来ないとのことで、地元にご相談したところ、近隣で耕作しています受け人と話しがまとまりまして、売買を行うことになったと伺っております。なお、受け人の〇〇さんは、田を1町、畑を5反程度所有されており、〇〇に関係しておられる方です。今回取得する田も引き続き耕作予定であります。許可については下限面積等もクリアされていますので問題ありません。審議をお願いします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定します。

続きまして、5ページをお願いします。農地法関係事務処理要領の第4の7の(3)のエの(イ)の規定により、農地転用事業計画変更申請に対する意見を具申したいので審議を求めます。

それでは、6ページ番号1の河岡について審議します。関連として、12ページ番号122の河岡第5条申請につきましても併せて審議します。事務局から説明してください。

事務局（高田主幹）

それでは事務局から事前に説明させていただきます。委員のみなさんはバスでお配りした別冊の河岡転用案件についてを、推進委員とバスに乗られていない方は、机に同じものを配布してありますのでお願いいたします。ここから、連続して4つの案件についてご審議いただきますので、まず、お配りした図面の説明をいたします。右肩の1ページが今から4つの案件の全体図となります。それではまず、図面について説明いたします。全体の図面として、今月の審議案件である計画変更1番と関連している5条122番、他にAと表示して色分けしてある部分、後ほど追加議案として説明いたします計画変更の2番と3番となっています。経緯についてですが、昨年8月と9月に許可済である〇〇さんと〇〇さんの宅地等の許可案件の現況が計画と違うものであることが判明しました。図面の部分全てになります。この全ての案件の対応について、鳥取県と協議し、県からの方針案の指示を受けました。その方針案に基づきまして、2月8日、地元委員であります高橋農業委員、植田推進委員に説明、続いて2月15日に県公民館において、聞き取りと対応を決定するため、業者にも出席いただき、高西会長、高橋農業委員、植田推進委員、事務局にて協議を行いました。その結果、計画変更1番と追加議案として計画変更2番と3番としております。また、1ページの右上、小さく三角のように囲っている部分は新規申請の5条122番の部分となります。以上、事務局からの概要説明を終わります。

議長（高西会長）

担当委員さんから説明をお願いします。

高橋農業委員

それでは、計画変更1番と関連する5条122番の内容について、地元委員である高橋から説明いたします。図面2ページをお願いいたします。計画変更1番について、計画の新旧図のとおり、東側に当初、宅地の予定だったところに転用目的外の資材置場を設けていること。一部面積を除外すること。被害防除の観点から隣接地に農地があること。以上から、計画変更を行うことが必要であるという判断により、今回の計画変更議案として挙げています。5条122番は住宅の一部に含まれる新規申請となります。続きまして1ページにお戻りください。Aの東と西の部分について説明いたします。当初、〇〇の資材置場2か所、これは昨年9月の審議案件でしたが、農業委員会に相談および完了届がないまま、Aの西側については、資材置場の利用について完了とし、その後〇〇との協議で所有権移転と地目変更を行い、〇〇の一連の宅地の一部に組み入れていました。しかし、Aの東側については、施工途中の状況のため、全てが完了次第速やかに完了届を提出するよう指導しました。すでに完了届の提出となっています。なお、Aの西側について、資材置場として利用していたことは確認しております。意図的に最初から住宅にするものではなかったと認識しております。以上、Aの部分、〇〇の資材置場2か所の対応について、事務局からも厳しく完了の取り扱いについて指導してもらい、現在は完了し、完了届提出済となっています。それでは計画変更1番と関連する5条122番は、一括して審議内容について植田推進委員から説明いたします。

植田推進委員

計画変更1番と5条122番の審議内容について説明いたします。まず現地でございますが、農業委員さんには先ほど現場を見ていただきましたが、現地の調査確認につきましては3月4日に高橋委員さんで行いました。現地の状況でございますが、現在は造成のみがほぼ完成しております。まず計画変更1番ですが、建売住宅敷地の区画及び区画内道路の変更が一点です。また一部の敷地を建売住宅敷地から資材置場敷地に変更、更に一部面積を除外し、面積を2,479㎡から2,437.42㎡に変更するものであります。被害防除についてですが、住宅と道路部分については、雨水の排水は新設側溝へ、汚水も浄化槽の処理後に新設側溝へとなり、以前と変更はありませんが、資材置場に変更した部分については地下浸透とし、農地に隣接する部分と周囲を高さ80cmのL字擁壁で囲むため、隣接農地への流入は無いものと見ています。また、何か問題が生じた際には〇〇が責任をもって対処するとの一筆を被害防除計画書に記載してあることを確認しています。隣接耕作者同意については、再度、業者が計画変更を地権者に説明し、取り直したものを確認しております。排水同意についても同様に取り直したものを確認しております。土地改良区については、該当ありません。計画変更1番の内容について、問題ないと思われ

のでよろしくをお願いします。

続きまして、5条122番を説明いたします。計画変更1番と一体として筆の区画形状を整備するために隣接の畑地90㎡を建売住宅敷地として取得し整備するために追加申請されたものであります。これにより住宅区画は直線になることが図面からもお分かりいただけると思います。被害防除についてですが、造成計画は周辺に合わせて盛土を50cm程度行います。雨水排水、汚水ともに元々の建売住宅の区画の一部につき、新設の側溝へ接続します。住宅設置部分の外周には高さ80cmのL字擁壁を設置します。隣接耕作者同意、実行組合排水同意については確認済みです。土地改良区については問題ありません。農地区分は、住宅等が連たんする区域内にある農地であるため、第3種農地に該当します。122番の転用について、問題はないと思われまますのでよろしくをお願いします。

議長（高西会長）

説明終わりましたが、ご意見ご質問ありませんか。

ちょっと補足しておきますけども、さっき事務局の方も言いましたが、県公民館でいろいろ話をさせていただいて、東側の資材置き場の排水は地下浸透と〇〇さんが言っておられたけど、それはいけんと。地下浸透はいいけどもそれなりの大きさの集水桝を作って、それなりの設備をせんと地下浸透にならんでそれをやってくださいということで、それは規定に基づいてそういうものにさせていただきますということでした。

それで、一番いいのは、分譲住宅の所に側溝がありますけども、そこに流すのが一番いいですけど、設計がそれを流すと容量がオーバーしてしまうものですから流されないということです。もう一つは、分譲住宅で公共下水か集落排水があるのかなと思ったら、まったく無いようでした、それで合併槽を付けるということで排水をやるわけですが、自治会に了解をさせていただいてそれを使って集落内の排水を流すということで、その代わり1年間、入居された方に5万円負担していただくということで、自治会の了解があったと聞いております。

何かございませんか。

森中農業委員

一つは、除外変更のあれは、現況埋め立てた後から除外変更するという現地の状況だと。併せて122番の追加の部分については、これは造成済だという風に現地では見させてもらったのですが、新たに申請が出たということころでの農業委員会としては、問題があるん

じゃないかなということについてどういう見解なのかをお聞きしたいということと、もう一点は、資材置き場を〇〇へ売却し宅地へという書き方がしてあるのですが、これは、直ちにするのかあるいは時期的にこういった格好で宅地にするのか、そのへんをお聞きしたい。

議長（高西会長）

ちょっと事務局説明してください。

事務局（高田主幹）

122番につきましては、森中委員さんも現地で見られたと思うのですが、まだ造成に入っておりません。1番の計画変更ですが、バスの中でもお話したとおり、そういった案件があるのでしたら事務局に相談してもらわなければならないんですけど、122番の事前調査の際に初めて内容につきまして判明したものであります。そこで業者に連絡をしましてお話をさせていただいて、鳥取県の指示の元に変更を出すようにという指示で今月計画変更を出させていただいたところです。除外部分の造成につきましてもまだかかっておりません。

森中農業委員

埋立てしてからそういう事だという事で気が付いて、それからしたということか。

高橋農業委員

埋立て自体は、除外部分と新規の申請5条部分については、現状農地のままで構っておりませんので、気が付いたというのは、この申請が新たにあったという所で、現地を事務局が全体図を確認しに行つて測量等したら、当初の8月と9月の申請時点とは目的外になっている。特にAの西が当初は〇〇の資材置き場であった所が宅地造成になっている。尚且つ右側のAの東の左側、〇〇の宅地造成の申請の所が資材置き場として造成になっているということを事務局が確認して、すぐさま県の方に報告した上でその対応方針を協議して、会長を含めて事務局も含めて協議をしたという経緯です。

森中農業委員

それで、計画変更の41.58㎡除外という書き方がしてあるけども、ここはもう埋立てしてあったように思うけど。

事務局（高田主幹）

まだ造成しておりません。

森中農業委員

Aの西は、資材置き場利用後〇〇に売却し宅地へという書き方がしてあるものですから、これはどういう順序でいくのかなど。

事務局（高田主幹）

業者に聞き取りしましたところ、Aの西、Aの東の2か所につきましては、9月に許可が出ております。そこで事務局が気付いたのが5条122番の申請が来た段階で、現状が資材置き場から造成になっていることが確認されました。すぐに公用で登記を確認しましたら、12月末の段階で地目と所有権が〇〇から〇〇に変わっておりました。そこで更に聞き取りでどういう状況だったのかというのを聞き取りましたら、9月の許可後、資材置き場としての利用は記録として残っていると。Aの西の部分は一部完了して石とかいろいろな物を置いて使っている写真がありました。ただ農業委員会としては全部が終わらないと完了という扱いにはなりませんので、Aの東側は造成中でしたので終わり次第完了届を出すように、県の指示に基づいて対応しました。

森中農業委員

もう既に登記が異動しておったわけか。

事務局（高田主幹）

事務局が見た時にはそういう状況だったということです。

森中農業委員

登記をした時には、もう既に利用しておったということか。

事務局（高田主幹）

それは、地目変更で変わってなかったら、資材置き場で利用がなかったら雑種地になりませんので、資材置き場で使っておられる段階で変えられたと思います。

大太農業委員

これは9月に申請を出された時に資材置き場で申請があって、その後に〇〇さんに売却して、9月にその段取りが出来ていたと。

事務局（高田主幹）

いえ違います、12月です。

大太農業委員

その3ヵ月の間に資材置き場として利用していたと。

事務局（高田主幹）

資材置き場として利用していた記録は残っております。それが無いと完了はできませんので。

吉澤農業委員

宅地として転用届出した時には、これはやっぱりすぐに宅地にしないといけないですか。ずっとほっといてもいいものなのですかね。

事務局（宅和局長）

事業計画というのが申請にあがっております。いつからいつまでに完了させるというのがあがっております、それを許可条件として許可書が出ておりますので、事業計画通りの期間内に完了していただくのが基本でございます。ただし、いろんな事情がございまして遅れる場合につきましては、半年毎に途中経過の報告書を事務局を経由して県に報告するというような流れになっておりまして、一時転用ではありませんので工期の変更とかは出てきませんが、継続して半年に1回中途報告を出してもらい、それに基づいて農業委員会又は県の方が適切な指示を出すというような流れになっています。

吉澤農業委員

そうすると、基本的な事で言えば、当初の事業計画と違った事が、今されようとしちようということか。

事務局（宅和局長）

はい、この〇〇につきましては、そういうことでございます。資材置き場というのは転用目的にはございませんでしたし、当初予定の道路の位置ですとか宅地の家を建てる位置等も変更がございますので、計画変更の案件ということで承認を得る必要があるということで出しております。

吉澤農業委員

そうすると、本来から言えば、これは一度、取消しないといけないのでは。

事務局（宅和局長）

いえ、取り消しではなくて、一回許可は出ておりますので、当初の目的です。ですから計画が変わった場合は、取消ではなくて計画変更という制度がありますので、それに従って手続きを進めるということになっておりまして、今回の事業計画変更申請ということになっております。

吉澤農業委員

資材置き場として申請は出したんだけど、宅地として計画を変えるということか。

事務局（宅和局長）

今、私が言いましたのは、真ん中の〇〇という所の計画変更の案の1番の案件の話をしておりましてですね、今、吉澤委員が言われたのはAの西の部分ということになります。

吉澤農業委員

全体としてね、何か訳が分からん。今、Aの西側で言えばね、私は農業委員になって一番気を付けてきたつもりなのは、資材置き場ということで申請を出されて、それから間もなしに何か妙な事になっている。それで我々は、いわゆる資材置き場として地元の説明をしてくれているのですね。それが、すぐ家が建ったりして何だという話になってしまいます。そのへんが今回もきちんと綺麗に説明できたら、それはそれでいいのだけど、何かそのへんがよく分からんなど。他も今、資材置き場になっているんだけど、広い所が資材置き場になっていてね、隣は住宅地がすぐあって、その隣は石とか何だか訳の分からんものが一杯置いてあると。片や新しい人は新しい住宅で張り切ってきたら隣は資材置き場みたいな所で、ちょっと妙なという気持ちがするのです。資材置き場になった所が、すぐまた住宅に変わるっていう事もあるのかもしれないけども。

事務局（宅和局長）

農地法上の転用ではですね、目的通りに一旦許可通りに完了して、完了届が出て、完了確認をして、地目変更が済んでしまいましたら、そこで転用手続きは全て完了というような扱いになってしまいます。その後しばらくして家を建てるだとかには、あまりなって欲しくはないのですが、資材置き場にすると説明している訳ですから。ただそこは、法的な規制がなかなか無いところでして。

田邊推進委員

これは、完了届が出たんですか。

事務局（宅和局長）

Aの西Aの東は完了届が出ております。

森中農業委員

登記は、雑種地になっている訳か。

事務局（宅和局長）

そうです、雑種地になっています。

森中農業委員

宅地登記っていうのはおかしい話ですからね。

議長（高西会長）

他にありませんかいね。

公本農業委員

総会に出て20回目くらいですが、その間に資材置き場の転用というのは少なくとも35,000㎡から40,000㎡あると思うのです。果たして米子にそれだけの資材置き場が、それだけ仕事が無いのにそれだけ必要なのかと。もっと裏を返せば、農地を安く手に入れてちょっとマジックをかけて高く処分できる方法でもあるんじゃないかと自分が思ったりするんだけど、〇〇さんは昔から知ってる人なんだけど、これだけ3か所も資材置き場を作って、資材置き場を一杯持っておられる訳だけど、宅地が1,000㎡でしょ、資材置き場が3,200㎡、これだけの宅地の中に資材置き場を3倍位設けないといけない何か訳があるのか、それともいろんな唾を付けたり何かしながらゴールは同じだったりとか、そういうものがあるのでしょうかね。毎月と言っていいほど太陽光と資材置き場の転用申請が出ていると思うのですが、境港の農業委員さんが4、5月位前に、公本さん米子はどうなっとるかねと。駐車場や資材置き場に転用した後が、一年経

って回ってみたらもうじゃじゃくちやになっているんだけども、米子はどうですかっていうので、事務局に聞いたら、確認していますからっていうから、米子はきっちりやっているから心配ないって言うておきましたが、何かあるのじゃないですかね。

議長（高西会長）

先の事は業者がねえ、どんな具合に考えているか分かりませんが、一番最初に河岡の現場を見た時に、これは資材置き場ってことだけでも、〇〇さんは将来、分譲でもされる考えかもしれないですねと委員さんとも立ち話したですけども。まあ要するにこの西の所もねえ、〇〇さんと何してどうも〇〇さんと売買して、それで〇〇さんはできるだけ資材置き場を固めたい、それから〇〇さんは分譲住宅を固めたいというような事で、途中でどうも売買の話があったようです。地元委員のお二方も良く覚えているかと思うけども、計画変更するなら、ちゃんときちんとしてほしいと事前にしてもらわないといけないということをですね、厳しく注意しました。最終的にはきちんとしてどんな具合に何するのか、まあ現状復帰とかは無いにしても、県と相談して始末書でも出してもらおうのか厳重注意にするのか、それはきちんとしてから県と相談して対応していきたいと思います。

田邊推進委員

最初に資材置き場と許可した時には、内容を聞いてこれくらい面積があるんだねという事は把握してるんですよ。それで資材置き場として許可したと思うのだけど。まあ地元と一緒にされてると思うけど、一応その把握はされたうえでの資材置き場ですよ。

事務局（宅和局長）

そうです。

中本農業委員

今言われたようにねえ、無い訳では無いですわ。事務局は資材置き場で申請されます。委員としては本当に必要なのかなと思っても。

田邊推進委員

それは確認した上でしてもらわないと、これ位いるなということ。

中本農業委員

それで現地調査に行きますけれど、その時はあくまでもそういった格好であがっているもので却下はできませんし。ただその後はですね、年月も経たないうちに今委員さん言われました様に格好が変わったものが生まれてくると何かおかしいなというような気がした訳です。それから事務局にこれでいいのですかと言ったら、農業委員会の立場としては、出された申請において農地をどうするか、出された申請だけに対して検討します。後の事は法的に拘束が無いのでどうしようもないというような見解だと思うんですけど。そうするとやっぱり、出された申請の時に細かい所の見定め方も必要なのかなということは、実際に経験した関係上、今思っておりますし、ですから吉澤委員さん言われます、何かおかしい何の為の農業委員なのかなって気持ちも分かるような気がします。たまたまこれはきちっと出されておりますので、計画変更とか何とか出されたから、たまたまこういった議論になった訳でございます、これが黙ってされたりなんかすると。

議長（高西会長）

他にありませんかいね。まあ、地元委員さんもいろいろ指摘されましたが、これでということと言っておられますので、そのへんは尊重しないとイケないかなと。

他にご意見ご質問はありませんかいね。

そうしますと採決したいと思います。

まず6ページ番号1の河岡について採決します。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして12ページ番号122の河岡について採決します。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、追加議案6-1ページと6-2ページの河岡について、関連しますので一括して審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

高橋農業委員

追加議案の計画変更2番と3番について説明いたします。再度、図面1ページをお願いします。右下の2番が〇〇の貸倉庫及び事務所となります。2番について、面積についてですが、従来よりも県道から北側に道路を敷設するにあたって、その部分の面積が増加したということでもあります。それと事務所を追加で建築するため、計画変更を行うものであります。

続きまして、左下の3番が〇〇の建売住宅及び道路となります。3番については、隣接しています2番の面積拡張に伴い、面積減少となっています。なお、道路位置の変更と住宅区画の変更はありますが、転用目的は変更ありません。それでは、追加議案の計画変更2番と3番の審議内容については植田委員から説明いたします。

植田推進委員

それでは、追加議案の計画変更2番から審議内容については植田委員から説明いたします。図面9ページをお願いします。3月4日に高橋委員と現地確認をしております。転用目的は当初は貸倉庫のみでしたが、事務所1棟を追加し、道路位置が左側にずれた事により、面積が1028.26㎡から1404.88㎡に変更し、事務所1棟を追加し、倉庫の位置を変更するものであります。現地は造成のみはほぼ完了し、建築に取り掛かろうという段階であります。被害防除についてですが、雨水排水について、当初は地下浸透のみでしたが、コンクリート舗装に伴い、周囲をL字擁壁で囲み、浸透柵を設けて碎石敷で浸透処理と自然流下するものについては新設の道路側溝へ放流します。また、事務所の設置にあたり汚水等の処理ですが、こちらは農業集落排水に接続します。排水同意について、計画変更による説明を行い取り直したものを確認しています。隣接耕作者同意については、当初申請からありません。土地改良区については該当ありません。2番は以上です。

続きまして、計画変更3番についてですが、道路位置が変更になったために、転用面積を変更するもので、転用目的は変わりません。被害防除については、当初計画と変更がありませんので、雨水排水は新規設置の道路側溝へ、汚水等は浄化槽処理後側溝へというものであります。隣接耕作も当初申請からなし、土地改良区も該当ありません。追加議案計画変更の2番と3番について、内容について問題ありませんので審議お願いいたします。

議長（高西会長）

ちょっと聞いてみますが、集落排水に放流するっていうのは、事務所の所は集落排水が無いのでは。

事務局（高田主幹）

県道沿いには農業集落排水が来ておりまして、事務所の汚水は農業集落排水に繋がります。

議長（高西会長）

それなら、事務局が県道に面しているので、集落排水についてということですか。

事務局（高田主幹）

そうです。

議長（高西会長）

説明が終わったようですが、ご意見ご質問はございませんでしょうか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、計画変更申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、7ページをお願いします。

議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法第5条第3項において準用する第4条第3項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

それでは、8ページ番号109の彦名町について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

田口推進委員

109番の彦名町について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は住宅の敷地拡張です。自宅敷地の裏側にある親

戚の所有する畑41㎡を贈与により譲り受け敷地の拡張をするものでございます。2月26日に公本農業委員と田口推進委員で現地確認しました。造成計画は盛土最高30cm、高さ60cmの擁壁を設置する計画で、雨水の排水は、地下浸透または自然流下で既設の道路側溝へ流す計画です。隣接耕作者の同意、米川土地改良区の同意、実行組合の排水同意も確認しました。農地区分は、水管、下水管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で、500m以内に2つ以上の医療施設がある農地であるため、第3種農地に該当すると思われます。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願ひします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思ひます。異議のない方は、挙手をお願ひします。

挙手多数ということゝ異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号110の大崎について審議します。担当委員さんから説明をお願ひします。

松本推進委員

110番の大崎について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。農家住宅を計画したものでございませんが、妻の母が所有する土地は、使用貸借の申請となつています。もう一枚は売買によるものでございません。2月26日に矢倉委員と現地確認します。造成計画は盛土最高50cm、高さ70cmから150cmの擁壁を設置する計画です。汚水の排水は、合併浄化槽から既設の道路側溝へ放流する計画で、雨水の排水は、雨水桝から既設の道路側溝に流す計画です。隣接耕作者の同意、米川土地改良区の同意、実行組合の排水同意も確認します。農家住宅のため、開発許可については不要です。農地区分は、規模が10ha未満の農地であるため、第2種農地に該当すると思われます。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願ひします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思ひます。異議のない方は、挙手をお願ひします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。
続いて、番号111の安倍について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

三島推進委員

111番の安倍について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。大縄委員と現地確認しました。転用目的は、隣地で内科小児科クリニックを営んでいる申請人が、駐車場、進入路、排水路を計画したものです。造成計画は、盛土最高58cm、壁については、既存のコンクリートブロック高さ120cm、雨水の排水は、新設の排水路から既設の道路側溝に流す計画です。進入路、排水路については、番号112番の申請人と共有で利用するため、それぞれ持分の申請となっています。米川土地改良区の同意、実行組合の排水同意も確認しました。隣接農地はありません。農地区分は、住宅用・公共施設等が連たんしている区域内にある農地であるため、第3種農地に該当すると思われます。転用について問題はないと思われますので、よろしくをお願いします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。
そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。
挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。
続いて、番号112の安倍について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

三島推進委員

112番の安倍について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。大縄委員と現地確認しました。転用目的は、一般住宅、進入路、排水路です。造成計画は盛土最高58cm、壁については既存のコンクリートブロック高さ120cm、雨水の排水は新設の排水路から既設の道路側溝に流す計画で、汚水の排水は公共下水道へ接続する計画です。進入路、排水路については、番号111番の申請人と共有で利用するため、それぞれ持分の申請となっています。米川土地改良区の同意、実行組合の排水同意も確認しました。隣接農地は地権者の土地です。開発許可についても、見込みがあることを確認しております。農地区分は、住宅用・公共施設等が連たんしている区域内にある農地

であるため、第3種農地に該当すると思われます。転用について問題はないと思われますので、よろしく申し上げます。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、番号113の安倍について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

三島推進委員

113番の安倍について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は一般住宅です。大縄委員と現地確認しました。造成計画は盛土30cm、壁については既存のコンクリートブロック高さ120cm、汚水の排水は公共下水道へ接続し、雨水の排水は雨水枡から既設の道路側溝に流す計画です。米川土地改良区の同意、実行組合の排水同意も確認しました。隣接農地は地権者の土地です。開発許可についても、見込みがあることを確認しております。農地区分は、住宅用・公共施設等が連たんしている区域内にある農地であるため、第3種農地に該当すると思われます。転用について問題はないと思われますので、よろしく申し上げます。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、番号114の安倍について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

三島推進委員

114番の安倍について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は一般住宅です。大縄委員と現地確認しました。造

成計画は盛土30cm、壁については既存のコンクリートブロック高さ120cm、汚水の排水は公共下水道へ接続し、雨水の排水は雨水枡から既設の道路側溝に流す計画です。米川土地改良区の同意、実行組合の排水同意も確認しました。隣接農地は地権者の土地です。開発許可についても、見込みがあることを確認しております。農地区分は、住宅用・公共施設等が連たんしている区域内にある農地であるため、第3種農地に該当すると思われます。転用について問題はないと思われますので、よろしく申し上げます。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、番号115の美吉から番号117の美吉について一括審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

遠藤農業委員

岩佐推進委員の方から説明していただきます。

岩佐推進委員

115番から117番の美吉について造成計画が同じですのでまとめて説明します。詳細は、議案および別紙のとおりです。転用目的は太陽光発電施設です。3月3日に遠藤委員と現地確認しました。造成計画は、現状のまま利用し高さ1.2mのフェンスを設置する計画です。雨水の排水は、地下浸透または自然流下で既設の農業用排水路に流す計画で、雑草対策に年3回程度、除草作業を行う計画です。パネル、雑草の管理などは〇〇が管理します。隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意も確認しました。土地改良区は該当ありません。隣接の家もありません。農地区分は、規模が10ha未満の農地であるため、第2種農地に該当すると思われます。転用について問題はないと思われますので、よろしく申し上げます。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

高橋農業委員

地上権が設定ということで、次の116番117番もですが、これも〇〇ということで、これは融資がらみということでしょうか。

事務局（山本主幹）

高橋委員さんの言うとおりでございます。

高橋農業委員

それで、地上権を設定した場合は、土地所有者は土地の権利とか著しく制限されることになるのですが、そのあたりも含めて第三者に勝手に譲渡する、あるいは転貸ができるとか、心配するのは、土地の所有者さんはそのあたりを十分に理解しているのかということだが。

事務局（山本主幹）

申請の時に、私も確認を取りまして、皆さん理解をされて申請しております。

高橋農業委員

それならいいです。

議長（高西会長）

ちょっと事務局聞いてみるけどねえ、一番問題は20年後に撤去する時に速やかに撤去してもらわんといけんけども、それは鉄骨やなんかは問題ないだろうけど、パネルに入っている重金属を始末するには、ちょっとこの辺には無いのですが、福岡とかにあるらしいけど、その辺は聞いているのかな。

事務局（山本主幹）

いえ、撤去の話までは聞いておりますが。ちょっと内容が変わりますけども、よく現状のまま利用されるということで申請が出ておりますけれど、20年後撤去する時にアスファルトとかしますと現状復帰がかなり難しいと。年何回か管理してなるべくすぐ農地に戻せるような形で、現状のまま利用していますというような申請が今回あります。ただパネルに関してはですねえ。

議長（高西会長）

転用から農地に戻すなんていうことは、将来農業が儲かってかなわんなら農地に戻すこともあるだろうけど、現実的にはどうかと思うけども。いろいろ心配した事があるけども、撤去について一番心配になります。ですので、皆も事務局もいろいろ勉強していると思うけど、自治体によっては自分の所で独自に条例とか作って事前に積み立ててもらって管理は行政がするとか。それから中には月々の金額の中から何パーセントかを将来の撤去の費用にするとか、それから私の集落も5千坪メガソーラーがあるけども、これもきちんと協定を結んで間違いの無いように注意しています。基金までは積み立てさせては無いですが、地元の業者さんなもので、そういう意味ではきちんと対応できるなあと、県外の業者とは違うもんで。今後、事務局が受ける時にはそういう問題点は必ず聞いておいて、それから地権者はそこまではなかなか分かんと思うけん、それは受ける時に聞いて、先で周辺のトラブルが起きないように配慮してお願いします。

田邊推進委員

一つ確認するけど地権者はねえ、例えば20年後に農地に戻すなんてのは話してるのか、了解しているのか。私も見ている段階では、まず農地に戻る状況は考えられません。そういう事は地権者の人に20年後は農地に戻すからという話はしているのか。

事務局（山本主幹）

とりあえずは20年ですけども、残すのか撤去するのは先の事ですので。

田邊推進委員

農地に戻すというような話をしていると行ったけども、そういう事は考えられんよ。現状、簡易舗装したり圧縮したりしてるけども、これを農地に戻すなんてことは、まず無理だと思うんです。そういう話をしているのか、地権者に。誰と話しているのか。

事務局（山本主幹）

手続きに来られた行政書士の方と、事業者の方から聞きました。

田邊推進委員

それは無理だわ。

議長（高西会長）

なんでそんな事言うかっていうと、排水の問題できちんとした事をしてもらえれば金がかかりますので、そう言っているのでしょうか。

田邊推進委員

まず無理だよ。そこをもう一回耕うんして元に戻すなんてことは100%無理。ちゃんと言っとかんと、そうですかで終わってしまったら、そのままだったら困ります。

角農業委員

今、例えば太陽光がついて雑種地になった時にはですね、農業委員会は関知できない訳ですね。

議長（高西会長）

農業委員会はですね、これが出来る事によって周辺の農地に影響があるだったらいけません。それから必ず何かあれば農業委員会に言っ
てこられると思います、トラブルが起きた時には。

角農業委員

農地で無いのに農業委員会が何か言える立場があるんですか。

議長（高西会長）

最終的には県が許可をします。けども農業委員会もいろいろな事は想定して問題になる事をきちんと行ってあげておかないといけないと思っています。

田邊推進委員

許可する時にねえ、管理をちゃんとしてくださいとかねえ、そういう事をやっぱりはっきり言っとかないと。それができなかつたら許可出来ないと思うんです。

議長（高西会長）

そうです。それで最終的には県が許可する訳ですので、それで太陽光を設置する許可はまた違うので、担当が。

角農業委員

監視する分は無いですよ。太陽光を設置されて、その太陽光が後どうなっているかの監視する分が無くなってしまうのです。

議長（高西会長）

それは営農型のメガソーラーなら農業委員会が3年間のですが。

角農業委員

営農型じゃないので、その所の水路を掃除しないから、そこはもう流れないということになってしまうんです。決済金もらうもんですから何も手が出ない。

田邊推進委員

土地改良区として許可を出しているんだったら、何かあったら他の人に迷惑がかかるからという事で、転用後でも土地改良区は入っていないといけないと思う。当然、他の人に水路が埋まったら、他の耕作者に迷惑がかかるのだったら土地改良区は出て行って、何とかしてもらわんと困るからということはないといけないと思う。

議長（高西会長）

許可して問題があったのは、県の担当が違うのですが、農林じゃなく経済関係のああいいう部署がする訳です。なかなかややこしい制度で、それで、淀江の中間で問題があったものですので、最終的に県が許可するのですが、それでトラブルがあったら県が責任持って解決するようにきちんと記録を取るよう局長に頼んでいるのですけど。ただ、いろいろな事が農業会議でも出ますけどねえ、やっぱり不勉強でなかなか大丈夫かなみたいな事が多々ありますが、この辺でやっぱりしっかりしておられるのはねえ、何回か話しましたが南部町ですわ。それはもう厳しく、なんだかんだ言うことは無いですけども、きちんとして、そういう裏付けが無いといけんという具合でやっておられるようです。

公本農業委員

勉強の為に教えてください。太陽光パネルってそんなに旨味があるんですかね。

議長（高西会長）

最初が、皆さんもご存知だと思いますけども、福島原発が事故起こしてから、一番最初は1kw42円でした。今はねえ、1kw14円です。

公本農業委員

県外から米子にまでやって来て設置してメリットがあるんですかね。それともう一つは、許可したのは農業委員会ではないかというように何かトラブルが起きた時に、近隣の人が農業委員会が許可したんだから責任持てと来た場合に、会長がハンコ押したんで会長に文句言っ

てと言う訳にもいかんしねえ。それと借地の人に地権者の人も年齢がやっぱり気になって、20年というあれがあるんでねえ、80歳の人
が貸し出したら満期が100歳でしょ。

議長（高西会長）

また別の時にね、時間設けて勉強しましょう。

そうしますと採決したいと思います。

まず番号115について、異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

まず番号116について、異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

まず番号117について、異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、番号118の河崎について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

山中推進委員

118番の河崎について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は太陽光発電施設です。3月1日に大縄委員と現地
確認しました。造成計画は、現状のまま利用し、高さ1.2mのフェンスを設置する計画です。雨水の排水は、地下浸透または自然流下で
既設の道路側溝に流す計画で、雑草対策に年3回程度、除草作業を行う計画です。パネル、雑草の管理などは〇〇が管理します。米川土地
改良区の同意、実行組合の排水同意も確認しました。隣接農地は地権者の土地ですので問題無いと思います。農地区分は、規模が10ha
未満の農地であるため、第2種農地に該当すると思われます。転用について問題はないと思われますので、よろしくをお願いします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、番号119の和田町について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

米澤推進委員

119番の和田町について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は太陽光発電施設です。3月3日に井田農業委員と米澤推進委員で現地確認しました。申請地は、和田町と富益町の境目の田んぼです。設置するについては、田んぼに進入路があるのですが、最適だと思われるので業者の方は選定したようです。現地は休耕田です。申請地の周辺も田んぼでありますけども、業者に聞いた所、隣接耕作者の同意を取る時に、使ってくれないかというような話が出たようです。どうなるか分かりませんが、また申請が出るかと思っております。造成計画は、現状のまま利用し、高さ1.2mのフェンスを設置する計画です。近所に太陽光の工事があるもので見に行ったんですけども、今さっきの20年後という話がありましたけども、1.5mくらいのパイプで螺旋が切ってあって、上から小型のクレーンで回して沈めるんですね。下のコンクリートは一切無しです。それで、前回角度の話をしたのですが、太陽光パネルはですねえ、全国的に何度というのがインターネットに載ってまして、今の申請地は25度以内だと思います。雨水の排水は地下浸透で、雑草対策に年3回程度、除草作業を行う計画です。パネル、雑草の管理などは、〇〇が管理します。隣接耕作者の同意、近隣者、特に近くに〇〇の施設がありますので、これは必ず確認するように業者に言いました。米川土地改良区の同意、実行組合の排水同意も確認しました。農地区分は、規模が10ha未満の農地であるため、第2種農地に該当すると思われます。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願います。

議長（高西会長）

これは、設置者は個人ですか。

米澤推進委員

個人です。〇〇というのは維持管理です。でもこれを見てみると、〇〇さんはものすごくやってるんですけど、果たして工期内に終わる

かどうか。

議長（高西会長）

草刈りなどは、それなら別の人がやられるですか。

足立農業委員

〇〇が草刈りを年に3回位する。

議長（高西会長）

〇〇さんっていうのは地元の。

米澤推進委員

松江に営業所があります。

議長（高西会長）

説明が終わりましたが、他に何かご質問ご意見ありませんかいね。

足立農業委員

賃貸で年なんぼっていうあれが出してあるけども、1,400㎡でも1,000㎡でも面積が、みんな〇万なら〇万となっちゃんけども、同じ値段に。

井田農業委員

〇万になろうが〇万になろうが、それは本人が納得した金額です。

議長（高西会長）

他に意見ありませんかいね。

角農業委員

弓浜地区ですけども、農家の人は今、人手が無いんですよ。土地を投げておって、それをいい土地なら担い手が使ってくれるんですけども、使ってもらえない所は太陽光しか無いということで、皆業者に狙われているんですけども。農業委員として何か、農地相談に行ってもその辺を推奨していかないといけないし、ただ太陽光しか無いよという手段が何かこう苦しい所がある。今相手が無い。

議長（高西会長）

そこです。今、県と農業会議の中でも話しましたが、いわゆる設備の方もねえ、設置は違うでしょ、それで農業委員会の関係は、農地を転用する時に転用して、そうして20年間問題が有るか無いかという事を見てねえ、農家にあるいは農地に影響が無いっていう事になると許可にしますわな。

角農業委員

農家の人はですね、今、投げていてもどうしようも無いし、それで休耕田の後で。弓浜の方ではほとんど田んぼは出来ませんので、休耕田の後だから何でもいからということで、太陽光にならざるを得ん訳です。うちの方も反対する理由も無いし、他にいい手があれば反対してあげるんですけども。

議長（高西会長）

うちの集落の中にも相談があって、地権者から。メガソーラーの業者の方がいつも来られるので、畑にって言われて。ちょうど南側に新しい富益からうちの集落に移られた人が、それがまともに南なもんですから、それでパネルは南向くし、温度は大体1.5度から2度位上がるし、それから状態によっては光の反射で何だし、その辺を良く考えてやられんといけませんよということを教えてあげて、それは止めになりましたけどもねえ。まあ、農業委員しておってもその程度しか言えんですがんね。それから今も日吉津で営農型の何がありますが、

やっぱり排水でねえ、いろいろ問題が起きているようです。ですので、いろいろな事を地権者の方に教えてあげて、最終的には地権者の方がいいって言えばねえ、特別な事が無い限りは。まあ、一番の問題は排水ですから。

他にありませんかいね。

無いようでしたらそうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、番号120の夜見町について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

泉農業委員

120番の夜見町について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は太陽光発電施設です。3月1日に西村推進委員と現地確認しました。造成計画は、現状のまま利用し、高さ1.2mのフェンスを設置する計画です。雨水の排水は、地下浸透で、雑草対策に年3回程度、除草作業を行う計画です。パネル、雑草の管理などは〇〇が管理します。隣接耕作者の同意、米川土地改良区の同意、実行組合の排水同意も確認しました。農地区分は、住宅用・公共施設等が連たんしている区域内にある農地であるため、第3種農地に該当すると思われます。転用について問題はないと思われますので、よろしくをお願いします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、番号121の車尾南1丁目について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

吉澤農業委員

121番の車尾南一丁目について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は太陽光発電施設です。2月26日に大東推進委員、吉澤委員で現地確認しました。申請地の場所は、観音寺新町の〇〇があるんですけども、その裏側です。一つ前に〇〇の駐車場

の拡張という事で行ったのですけども、その近辺です。あそこら辺にもとうとう太陽光が来たのかなというような感じを持ったのですけど。造成計画は、現状のまま利用し、高さ1.2mのフェンスを設置する計画です。雨水の排水は、地下浸透または自然流下で既設の農業用排水路に流す計画で、雑草対策に年3回程度、除草作業を行う計画です。パネル、雑草の管理などは〇〇が管理します。隣接耕作者の同意、米川土地改良区の同意、実行組合の排水同意も確認しました。農地区分は、規模が10ha未満の農地であるため、第2種農地に該当すると思われます。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願ひします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませぬか。

そうしますと採決したいと思ひます。異議のない方は、挙手をお願ひします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、番号123の淀江町福井について審議します。担当委員さんから説明をお願ひします。

田中推進委員

123番の淀江町福井について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。1,864㎡の田を20年間の賃貸借によって太陽光設備に転用するものでございませぬ。2月25日に田中推進委員が現地確認を行い、高西会長は3月2日に現地確認しまして3月3日に協議をいたしました。造成計画は盛土を最高10cm行ひ、防護柵として高さ120cmのフェンスを周囲に設置します。雑草対策として防草の砕石を敷く計画としておひます。また、管理者として倉吉市内の〇〇が保守管理等行ひます。草刈等も中には含まれておひます。雨水の排水は、地下浸透と、敷地北側及び西側の方に既設の用排水路がございませぬので、これを使って行くということで、後は自然流下するものを放流します。地下浸透の有効性については議論になつておひるところでございませぬが、所有者の方と話す機会がございませぬしてその事を言ひましたら、数年前に暗渠の再設置をした際に非常に水が溜まらなくなつてしまつて、これまで近隣の方に作つておひただいておられたようでも、その方が、水が溜まらぬのもうよう作らぬということで、この太陽光発電の設置の方という話をされておひられたので、地下浸透というものは、ここの土地については有効かなというふうにおひ感じました。隣接耕作者同意、実行組合の排水同意は確認しておひます。土地改良区については、該当ありませぬ。今回の転用について、近隣の住宅からも太陽光設置に関する同意書という形で確認しておひます。農

地区分は、住宅等が連たんする区域に隣接する区域内であるため、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われまので、よろしくお願ひします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございせんか。

そうしますと採決したいと思ひます。異議のない方は、挙手をお願ひします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、番号124の淀江町今津について審議します。担当委員さんから説明をお願ひします。

池口推進委員

124番の淀江町今津について説明いたします。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は、道路になります。申請地と周辺の雑種地を一体化して、今後宅地化するものでありまして、道路側溝の形状に合わせて分筆し、道路に転用しようとする計画であります。2月25日に高西会長と池口推進委員と現地確認しました。造成計画は盛土を90cmから110cm行いまして、敷地境界に道路側溝を設置します。雨水の排水は、自然流下により新設する側溝に流れることとなります。実行組合の排水同意は確認しています。隣接耕作者は申請者のみですので不要となります。土地改良区については、該当ありません。農地区分は、住宅等が連たんする区域内にある農地であるため、第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われまので、よろしくお願ひします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございせんか。

そうしますと採決したいと思ひます。異議のない方は、挙手をお願ひします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、13ページ議案第4号をお願ひいたします。農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地利用計画の一部変更に係る意見照会に対する回答について、米子市長が作成した、別紙農用地利用計画の一部変更（案）について、農業振興地域の整備に関する法律施

行規則第3条の2第1項に規定に基づき意見を求めます。それでは、14ページ番号1の一部について審議いたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局（山本主幹）

失礼します。申出者は現在、親元で両親、兄夫婦の5人で居住しています。今年秋に予定している結婚を機に、アパート住まいも検討しましたが、家賃や将来の子どもの成長などの事も考え、独立をして新たに家を建築したいと考えたものです。住宅メーカーをはじめ近隣の地権者等をまわりましたが、価格面や立地条件など希望の土地を見つけることができず、父が所有している土地も含めて検討することとなりました。しかし、両親の面倒や少しではありますが農地があり、将来は兄と助け合いながら、両親の面倒や農業をしていかなければと考えているため、申請地はできるだけ実家に近く、生活の利便性のある場所を選定したものです。市としての考え方ですが、当該申出地は、箕蚊屋土地改良区の受益地で、既存集落への接続、既存宅地の隣地、農家分家等を勘察した結果、土地選定も適正であり、さらに小規模集落の維持、発展も図ることができると考えます。このため、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号で定められている集団的農用地の分断、土地利用の混在、担い手への利用集積等への支障は軽微のため、農振農用地区域計画の変更もやむを得ないと考えます。以上で説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

議長（高西会長）

ただ今、説明がありました。ご意見、ご質問等がございますか。

そういたしますと採決をしたいと思えます。

異議のない方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答することといたします。

続きまして、16ページ番号2の泉について審議いたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局（高田主幹）

2番の泉について説明します。本太陽光発電事業の全体計画は、米子市稲吉地区約5.4haの山林、大山町赤松地区約27.6haの山

林、米子市泉地区約5.2haのうち農振農用地1.9haの3か所で面積約38.2ha、発電容量合計24.55MWの太陽光発電施設の開発計画です。本開発計画は、発電施設から中国電力の電線を利用し、米子市淀江町宇田川変電所までのルートから複数の候補地を選定し、地元及び関係者の同意等が得られ、さらに各開発関係法令による開発見込みがあるということで3地区を選定し、このうち、米子市泉地区で予定している計画は、開発予定地約5.2haのうち農振農用地区域である樹園地部分の1.9haの本農振農用地区域の変更申出がありました。市としての考え方ですが、当該申出地は、長年樹園地として梨を栽培し、観光梨園を運営されていたが、樹木の老木化、管理者等の高齢化等により、平成31年度産をもって廃園を予定されている状況であり、さらに隣地及び周辺に農地もなく孤立した農地であるうえ、既存の残土処理場及び近隣の林地等を含めた一体的な土地利用で事業実施に必要な土地の確保を計画であります。このため、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号で定められている集团的農用地の分断、土地利用の混在、担い手への利用集積等への支障は軽微のため、農振農用地区域計画の変更もやむを得ないと判断したものでございます。

議長（高西会長）

ただ今、説明がありました。ご意見、ご質問等がございますか。

これは地元には〇〇の事務所は。

事務局（高田主幹）

地元の事務所でございますか。事務所の所在としましては、名前は〇〇ですけれども、事務所としては東京の千代田区になっています。

議長（高西会長）

稲吉の観光梨園というのですか、ちょっと話してみないといけないですが、排水が全部塩川に流れるので。前の〇〇についても〇〇が工事してる時に、日本海まで土砂が流れた事があって大変だったけど。〇〇が倒産して今、太陽光発電になっていますが。東京にいちいち伺っていたっていけないので、その辺どんな具合に連絡したらいいのか聞いてみておいてください。

他に何かご意見ご質問ありませんか。

そういたしますと採決をしたいと思います。

異議のない方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答することといたします。

続きまして、19ページ番号3の尾高について審議いたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局（高田主幹）

米子市尾高について説明します。申出者は、平成30年4月から申出地の隣地で建設資材等のレンタルを主業務とする会社の米子営業所を運営しています。この米子営業所は鳥取県中部地区から島根県出雲市までを営業区域としているが、当初の予想を超える需要があり、車両の通行・資材の積み下ろし等の道路幅や保管高さの社内基準を順守できない状態となり、早急に保管場所の確保及び労働環境等の改善を図る必要が生じました。このため、米子営業所の移転も含め新たな保管場所等検討した結果、既存の施設の隣地を拡張して利用することが、事業効率及び早急な労働環境の改善を図ることができると判断し、本農振農用地区域の変更申出があったものです。市としての考えですが、当該申出地は、佐陀川右岸土地改良区の受益地で2種農地ですが、本開発計画は、雑種地や用途廃止予定の公衆用道路含むことで農地の利用を必要最小限とし、現状の保管場所の不足分の確保、早急な労働環境の改善が図れる計画となっています。このため、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号で定められている集团的農用地の分断、土地利用の混在、担い手への利用集積等への支障は軽微のため、農振農用地区域計画の変更もやむを得ないと判断したものでございます。

議長（高西会長）

ただ今、説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

そういたしますと採決をしたいと思います。

異議のない方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答することといたします。

続いて、22ページ、議案第5号をお願いいたします。

米子市農用地利用集積計画の決定について、米子市長が作成した、別紙農用地利用集積計画（案）について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、決定を求めます。

それでは、利用権設定各筆明細について、25ページ番号3-1から31ページ番号3-29までを一括して審議します。
事務局から説明してください。

事務局（河野主幹）

利用権設定各筆明細について説明いたします。

25ページ番号3-1及び番号3-2は、再設定です。

番号3-3から27ページ番号3-12は、借受人の希望による貸付です。

番号3-13は、再設定です。番号3-14及び28ページ番号3-15は、借受人の希望による貸付です。

番号3-16及び番号3-17は、借受人の希望による貸付です。

番号3-18及び番号3-19は、再設定です。

29ページ番号3-20は、借受人の希望による貸付です。

番号3-21及び番号3-22は、再設定です。

番号3-23は、借受人の希望による貸付です。

番号3-24及び30ページ番号3-25は、再設定です。

番号3-26は、再設定です。番号3-27から31ページ番号3-29は再設定です。

以上、番号3-1から番号3-29は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議よろしくお
願いします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定とします。

続きまして、番号3-30を審議します。

関係者の田邊推進委員の退席を求めます。
事務局から説明してください。

事務局（河野主幹）

31 ページ番号3-30は、借受人の希望による貸付です。
これは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議よろしく申し上げます。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。
そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。
挙手多数ということで異議なしと認め、決定とします。
田邊推進委員の着席を求めます。
続きまして、番号3-31から39 ページ番号3-62-2までを一括して審議します。
事務局から説明してください。

事務局（河野主幹）

31 ページ番号3-31は、再設定です。
番号3-32及び32 ページ番号3-33は、借受人の希望による貸付です。
番号3-34から番号3-36は、再設定です。
番号3-37は、借受人の希望による貸付です。
33 ページ番号3-38及び番号3-39は、借受人の希望による貸付です。
番号3-40から番号3-42は、再設定です。
34 ページ番号3-43は、再設定です。番号3-44は、借受人の希望による貸付です。番号3-45は、再設定です。

35 ページ番号3-46は、再設定です。番号3-47は、借受人の希望による貸付です。番号3-48から番号3-50は、再設定です。

36 ページ番号3-51及び番号3-52は、借受人の希望による貸付です。

番号3-53は、再設定です。番号3-54及び番号3-55は、借受人の希望による貸付です。

37 ページ番号3-56及び番号3-57は、再設定です。

番号3-58から番号3-60は、借受人の希望による貸付です。

38 ページ番号3-61は、借受人の希望による貸付です。

番号3-62は、再設定です。

以上、番号3-31から番号3-62は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議よろしくお願ひします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定とします。

続きまして、41 ページ農地中間管理権を取得する場合について、番号3-1から52 ページ3-51までを一括して審議します。

事務局から説明してください。

事務局（河野主幹）

鳥取県農業農村担い手育成機構が行う中間管理権の取得についてご説明いたします。

41 ページ番号3-1から52 ページ番号3-51まで、番号欄鍵括弧に中間管理権取得理由が記載してあります。

Aは地権者の意向によるもので31件、Bは相対の契約から中間管理事業への切替で19件、Cは合理化事業から中間管理事業への切替で1件、Dは期間満了による更新で0件です。

番号3-1から番号3-51まで、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、ご審議よろしく
お願いします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定とします。

続きまして、54ページ、所有権移転各筆明細について、番号3-1を審議します。

事務局から説明してください。

事務局（河野主幹）

所有権移転各筆明細についてご説明いたします。

54ページ番号3-1は畑で、借り受けて耕作していた法人が買取りを希望したため、鳥取県から一旦鳥取県農業農村担い手育成機構が
買い受け、今回法人に売却するものです。ちなみに売却価格の合計ですが6,635,700円です。

以上、番号3-1は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議よろしく
お願いします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定とします。

続きまして、55ページ、議案第6号をお願いします。

農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について、米子市長が作成した、別紙農
用地利用配分計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき意見を求めます。

それでは、56ページ番号1から63ページ番号42までを一括審議します。事務局から説明してください。

事務局（河野主幹）

今月の農地中間管理事業利用配分計画について、耕作者選定理由をご説明いたします。

56ページ番号1から58ページ番号10まで、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。

番号11及び番号12は、他に耕作しようとするものがないため配分するものです。

番号13から63ページ番号42まで、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。

番号1から番号42の選定理由は以上です。ご審議よろしく申し上げます。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。

審議事項は以上です。続いて報告事項に移ります。事務局から報告してください。

事務局（日浦係長）

報告いたします。66ページの農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域に係る農地転用届出書の受理について、6件を受理しています。

次に、67ページから68ページの農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、5件を受理しています。

次に、69ページから72ページの農地法第18条第6項の規定による合意解約に係る通知書の受理について、17件を受理しています。

次に、73ページから75ページの非農地転用現況証明について、14件を証明しています。

次に76ページから77ページの農地転用現況確認書交付について、11件を交付しています。

報告は以上です。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

本日、予定していました審議は以上のおりですが、議題などの追加はありませんか。

ないようですので、県農業会議会議員の事務報告について。

（鳥取県農業会議会議員の事務報告）

事務局（宅和局長）

（ 事 務 連 絡 ）

議長（高西会長）

これを持ちまして、第12回農業委員会総会を終了します。

閉 会 午後5時00分